（総務大臣による講習事務の実施）

第八十五条の十五　総務大臣は、第八十五条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第八十五条の十二第一項の規定による講習事務の休止又は廃止の届出があつたとき、第八十五条の十三第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他の事由によりその登録に係る講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　総務大臣は、前項の規定により講習事務を行うこととし、又は同項の規定により行つている講習事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3　総務大臣が第一項の規定により講習事務を行うこととした場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

第百十六条第二項の表に次のように加える。

第九十条第三項	届出（登録認定機関の氏名若しくは名称若しくは住所又は技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地の変更に係るものに限る。）	届出

第百六十条第二号中「勧告」の下に「、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令」を加える。

第百六十一条第一項中「第二十九条第一項若しくは第二項」を「第二十九条」に改め、「含む。）」の下に「、第四十四条の二」を加え、同条第二項及び第三項中「に規定する処分」の下に「又は第四十四条の五の規定による処分」を加える。

第百六十三条第一項中「第八十六条第一項の登録を除く」を「第九条の登録及び第十三条第一項の変更登録に限る」に改める。

第百六十六条第三項中「又は届出業者」を「、届出業者又は登録修理業者」に、「技術基準適合認定」を「技術基準適合認定に」に、「設計認証」を「設計認証に」に改め、「その届出」の下に「に」と、登録修理業者については「当該登録修理業者が修理したその登録に」を加え、同条第五項中「規定は、」の下に「登録講習機関又は」を加える。

第百六十七条第四項中「又は届出業者」を「、届出業者又は登録修理業者」に改める。

第百六十九条第二号中「第三十条第一項」の下に「若しくは第四十一条第三項」を加え、同条第四号中「第四十一条第一項若しくは第二項」を「第四十一条第一項から第四項まで」に改める。

第百七十四条第一項中「工事担任者試験を受けようとする者」の下に「、第六十八条の三第一項の規定による登録若しくは第六十八条の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者、第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者」を加える。

第百八十二条中「第百条第二項」を「第八十五条の十三第二項又は第百条第二項」に改める。

第百八十六条第三号中「第五十一条」を「第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第四十四条の三第一項の規定に違反して電気通信設備統括管理者を選任しなかつた者

第百八十七条第一号中「第十六条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二号中「第五十三条第三項」の下に「又は第六十八条の八第二項」を加える。

第百八十八条第一号中「同条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「第四十四条第一項若しくは第二項」を「第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項」に改め、同条中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号を削り、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十　第八十五条の十又は第九十六条（第百三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十一　第八十五条の十二第一項の規定による届出をしないで講習事務を廃止し、又は虚偽の届出をした者

第百九十二条第二号中「第九十条第二項」を「第六十八条の六第四項、第六十八条の十第一項、第八十五条の六第二項又は第九十条第二項」に改め、同条第三号中「第九十五条第一項」を「第八十五条の九第一項若しくは第九十五条第一項」に、「同条第二項」を「第八十五条の九第二項若しくは第九十五条第二項」に改める。

別表第二を別表第三とし、別表第一第一号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第八十五条の二、第八十五条の三関係）

講習	科目	講師
一　伝送交換技術に係る電気通信主任技術者定期講習	イ　伝送交換設備及びその管理に関する科目	(1)　通信設備の工事、維持又は運用に関する事項の監督の職務に従事した経験を一年以上有する者 (2)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下この表において同じ。）において電気工学又は通信工学を担当する教授若しくは准教授の職にあつた者 (3)　(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
	ロ　電気通信事業法その他関係法令に関する科目	(1)　伝送交換技術に係る電気通信主任技術者として事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する事項の監督の職務に従事した経験を一年以上有する者 (2)　学校教育法による大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (3)　(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二　線路技術に係る電気通信主任技術者定期講習	イ　線路設備及びその管理に関する科目	(1)　線路技術に係る電気通信主任技術者として事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する事項の監督の職務に従事した経験を一年以上有する者 (2)　学校教育法による大学において電気工学又は通信工学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (3)　(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
	ロ　電気通信事業法その他関係法令に関する科目	(1)　線路技術に係る電気通信主任技術者として事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する事項の監督の職務に従事した経験を一年以上有する者 (2)　学校教育法による大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (3)　(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第八十六条第一項、第八十九条、第九十条第三項、第百条第二項、第百十六条第二項の表の改正規定及び第百六十一条第一項の改正規定（「第二十九条第一項若しくは第二項」を「第二十九条」に改める部分に限る。）並びに次条の規定　公布の日